

東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程(平成18年7月東京消防庁告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表(第4条、第5条関係) 第1 法令の規定で防火に関すること。 [1 略] 2 建築関係法令		別表(第4条、第5条関係) 第1 [同左] [1 同左] 2 [同左]	
項目	認定基準	項目	認定基準
[略]		[同左]	
建築構造	[1 略] 2 建安例第7条、第7条の3、 <u>第10条の5第1項第1号イ</u> 及び第2号イ、第11条の2、第16条、第29条、第31条第4号、第33条第1項、 <u>第38条第1項第1号</u> 、第51条第1号並びに第73条第1項の規定に適合していること。	建築構造	[1 同左] 2 建安例第7条、第7条の3、 <u>第10条の5</u> 、第11条の2、第16条、第29条、第31条第4号、第33条第1項、 <u>第38条</u> 、第51条第1号及び第73条第1項の規定に適合していること。
区画	[1～3 略] 4 建安例第8条、 <u>第10条の5第1号ロ及び第2号ロ</u> 、第25条第1号、第30条、 <u>第38条第1項第2号</u> 、第39条、第48条から第50条第1項まで並びに <u>第51条第2号</u> の規定により、区画されていること。	区画	[1～3 同左] 4 建安例第8条、第25条第1号、第30条、 <u>第38条</u> 、第39条、第48条から第50条第1項まで及び <u>第51条第1号</u> の規定により、区画されていること。
避難施設等	[略]	避難施設等	[同左]
階段	[1 略] 2 建安例第7条の2、第10条の7、第11条、第11条の3、第18条、第25条第2号、第31条第5号、第32条第6号、第33条第2項、第45条、 <u>第51条第3号及び第4号</u> 、第73条第1項並びに第73条の5の規定により、階段が設けられていること。	階段	[1 同左] 2 建安例第7条の2、第10条の7、第11条、第11条の3、第18条、第25条第2号、第31条第5号、第32条第6号、第33条第2項、第45条、 <u>第51条第2号及び第3号</u> 、第73条第1項並びに第73条の5の規定により、階段が設けられていること。
[略]		[同左]	
屋上広場	[1 略] 2 建安例第24条及び <u>第51条第5号</u> の規定により、屋上広場が設けられていること。	屋上広場	[1 同左] 2 建安例第24条及び <u>第51条第4号</u> の規定により、屋上広場が設けられていること。
[略]		[同左]	
敷地内の避難通路	[1 略] 2 建安例第19条第2項から第5項まで、第37条、第42条及び第73条第1項の規定により、敷地内の通路、空地等が設けられていること。	敷地内の避難通路	[1 同左] 2 建安例第19条第2項及び第3項、第37条、第42条及び第73条第1項の規定により、敷地内の通路、空地等が設けられていること。
[略]		[同左]	
その他	[1 略] 2 建安例第19条第1項及び第5項、第37条並びに第73条第1項の規定により、居室が設けられていること。 3 建安例第47条の規定により、 <u>客席内</u> の通路が設けられていること。	その他	[1 同左] 2 建安例第19条第1項及び第3項、第37条並びに第73条第1項の規定により、居室が設けられていること。 3 建安例第47条の規定により、 <u>客室内</u> の通路が設けられていること。

	4 建安例第51条第4号の規定により、客席が設けられていること。		4 建安例第51条第3号の規定により、客席が設けられていること。
[略]		[同左]	
検証法	<p>[1 略]</p> <p>2 建基令第128条の7に規定する区画避難安全検証法により同条第1項又は建安例第8条の4の2の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。</p> <p>[3～4 略]</p>	検証法	<p>[1 同左]</p> <p>2 建基令第128条の6に規定する区画避難安全検証法により同条第1項の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。</p> <p>[3～4 同左]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1、2、検証法の改正規定（「第128条の6」を「第128条の7」に改める部分に限る。）については、公布の日から施行する。